

## コンビニエンスストア等収納環境構築委託に関する仕様書

この仕様書は、富良野市にてコンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という。）及びスマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）での収納を開始するにあたり、収納環境構築委託の内容等について必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象となる取扱科目

市道民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育所負担金、学童保育センター利用料、公営住宅使用料、公営住宅敷地使用料（これらを総称して「市税等」という。）

### 2 用語の意義

この仕様書において使用する用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 納入通知書等

納付者が市税等を納付するために使用する納入通知書、再発行納入通知書のことをいう。

#### (2) 収納代行業者

市からコンビニ収納及びキャッシュレス決済における収納代行業者として選定された者をいう。

#### (3) 収納取扱店

コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）本部の各直営店及びコンビニ本部との間でフランチャイズ契約を締結している加盟店の各店舗及びキャッシュレス決済事業者のことをいう。

#### (4) 収納金

納入通知書等に基づいて収納取扱店において収納した市税等のことをいう。

#### (5) 振込み

コンビニの各本部及びキャッシュレス決済事業者から収納代行業者への収納金の送金のことをいう。

#### (6) 払込み

収納代行業者から市及び公営企業への収納金の送金のことをいう。

#### (7) バーコード

財団法人流通システム開発センターが定めた標準料金代理収納ガイドラインに準ずる料金支払い帳票用 GS 1-128 コードのことをいう。

#### (8) 速報データ

収納データ（納入通知書等に付されているバーコードの情報をいう。）に基づき、直ちに送付されるデータのことをいう。

#### (9) 確報データ

納入通知書等と払込みに係る収納金の金額を照合の上、確定した収納データをいう。

#### (10) 速報取消データ

速報データを取り消すために送付されるデータのことをいう。

#### (11) 収納代行業務

(ア) 市が作成した納入通知書等に基づき、収納取扱店が市税等を収納する事務

(イ) コンビニ各本部及びキャッシュレス決済事業者が収納金のデータを収納代行業者に送付する事務

(ウ) コンビニ各本部及びキャッシュレス決済事業者が収納金を収納代行業者の指定する金融機関に

## 振込む事務

- (エ) 収納代行業者が収納取扱店から送付を受けた収納金のデータを市に送付する事務
- (オ) 収納代行業者が収納した市税等を市が指定する金融機関の口座に払い込む事務

## 3 業務内容

収納代行業者は、令和6年4月からの収納代行業務開始に向けて、次の各号に掲げる事前準備作業を行う。

- (1) 仕様、スケジュールの打ち合わせ等システム構築に必要な支援
- (2) コンビニ収納及びキャッシュレス決済に対応した納入通知書等様式設計、データレイアウト調整支援
- (3) 提携予定収納取扱店との各種調整及び確認作業
- (4) バーコード読み取りテスト
- (5) 速報データ、確報データ及び速報取消データの送受信接続テスト、市における受信端末の調整等支援
- (6) その他必要な作業

## 4 委託業務に要する費用

- (1) 市が負担する費用  
収納代行業務開始までの事前準備作業に要する経費（初期導入費用）とする。
- (2) 支払方法  
初期導入費用については、収納代行業者の正当な請求に基づき支払うものとする。

## 5 検査

- (1) 市は必要があると認めるときは、収納代行業者に業務の履行状況について説明を求め、検査することができる。
- (2) 市は検査の結果、必要があると認めるときは、業務の履行に立会い、履行状況について検査し、収納代行業者に報告を求めることができる。この場合において、市は収納代行業者に業務が不適當であると認めるときは、収納代行業者に是正を求めることができる。

## 6 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 収納代行業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 収納代行業者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 7 協議

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。